

# 資料③

四 複 総 第 〇 〇 号  
令和 4 年 5 月 1 7 日

特別養護老人ホーム三山園  
あり方検討審議会 会長 様

四市複合事務組合管理者  
船橋市長 松 戸 徹

特別養護老人ホーム三山園のあり方について（諮問）

このことについて、四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会条例（令和4年四市複合事務組合条例第1号）第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

介護保険法施行後の状況の変化及び施設の現状等を踏まえた公設公営施設としての特別養護老人ホーム三山園の役割及び今後のあり方について

## 【諮問理由】

三山園は、昭和47年6月に老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして開設しました。老人福祉法は、社会的弱者に対して公費を基に措置を行う公助の制度を規定しており、三山園も公費負担の施設として公費により運営してきました。

その後、平成12年に介護保険法が施行されると、これまでの公助としての社会福祉から、利用者に対して保険料を基にサービスの提供を行う互助の制度である社会保険へと切り替わり、特別養護老人ホームは利用者が選択し、契約をしたうえで入所する施設へと大きく転換しました。介護保険法施行後は、民設民営の特別養護老人ホームが増加し、三山園についても民間施設と同様に介護保険制度を前提に運営されることとなり、これまでの公費負担の施設という位置付けではなくなりました。

また、総務省が平成21年度より経営健全化の観点から地方公営企業の抜本的な改革に取り組んだことで、全国的にも公設公営の特別養護老人ホームの民営化が進み、現在は千葉県内505施設のうち、公設公営は3施設、指定管理者制度による運営が3施設のみとなりました。

三山園はこれまで、利用者の医療ニーズに応え、協力病院だけではなく、精神科医とも契約を結ぶなどして、公設公営による運営を続けてきましたが、一方では財政面におきまして、内部留保金が減少し、これまで介護報酬で賄っていた運営費についても令和3年度から関係市に分賦金を請求せざるを得ない状況となっているなど、介護保険制度の枠内における運営が困難となってきております。

以上のことから、三山園の現状を踏まえ、公設公営の特別養護老人ホームの運営及び高齢者福祉への寄与を踏まえた今後の三山園のあり方について、諮問するものです。